



行政評価結果についての説明会の開催・意見募集の実施

市では、平成17年度から行政評価制度を導入し、事務事業の検証・見直し（縮減、拡充）を行ってきました。平成19年度についても115の事業について事務事業評価を実施しました。これらの評価結果について説明会を開催し、報告します。また、評価結果に対する皆さんの意見を募集します。

企画政策課 田 (☎460 - 9800)

<説明会>
行政評価の取り組み状況・評価結果に関して、説明会を開催します。
時・場 8月28日(火) 午後2時・スポーツセンター
午後7時・イングリル

<意見募集>
評価結果に対する皆さんの意見を募集します。
事務事業評価シートの閲覧 8月28日(火)以降、市HP、田無・保谷両庁舎1階情報公開コーナーで閲覧できます。

市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所等を有する法人、その他の団体

提出方法・提出先 住所・氏名・案件名「行政評価」を必ず明記し、次のいずれかの方法で、提出してください。

直接または郵送 〒188 - 8666 市役所田無庁舎企画政策課

ファックス (☎463 - 9585)

電子メール (市HPから)

締 9月28日(金) (必着)

ご存じですか？情報公開・個人情報保護制度

市の情報公開制度・個人情報保護制度の概要をお知らせし、昨年度の運用状況を報告します。

総務法規課 田 (☎460 - 9811)

Q.情報公開制度とは？

A.情報公開制度は、市が保有する公文書を市民の皆さんからの求めに応じて公開し、市政の透明性を確保するための制度です。

情報公開制度による公文書の開示請求は、どなたでもすることができます。

Q.個人情報保護制度とは？

A.個人情報保護制度は、市が保有する個人に関する情報を適正に管理し、利用するための方法を定め、市民の個人情報に関する権利を守るための制度です。

市が保有する自分の個人情報を確認するときは、個人情報保護制度による自己情報の開示請求をすることができます。

Q.開示請求をするときは？

A. 公開の対象となる文書

市が現在保有している文書で、公文書として組織的に用いられているものが公開の対象となります。

文書の公開を求めることができる方

情報公開制度による請求は、市民等の方であればどなたでもできます。個人情報保護制度による請求は、原則として市が保有する個人情報の本人の方に限られます。

開示請求の方法

情報公開コーナーにある請求書または任意の用紙に必要事項を記載し、提出してください。請求書は、市HPからダウンロードすることもできます。

また、情報公開制度による公文書の開示請求は、市HP（公文書検索システム）からも行えます。

開示・不開示の決定

請求があった日の翌日から14日以内（30日を限度に延長する場合あり。）に、開示するかどうかを決定し、書面でお知らせします。

救済の手続き

決定に納得がいけないときは、一定の期間内であれば異議申し立てをすることができます。この異議申し立ては、その内容によって、西東京市情報公開審査会または西東京市個人情報保護審査会に諮問されます。市では審査会の答申を尊重して、開示か不開示かを再度決定します。

また、決定について処分取り消しの訴えを提起することもできます。

田無庁舎「情報公開コーナー」



●情報公開コーナー●

田無・保谷両庁舎1階にある情報公開コーナーでは、市で発行する資料をご覧いただけます。

【利用時間】月～金曜日 午前8時30分～午後5時（祝日を除く）

●市ホームページ●

市HP（公文書検索システム）では、公文書の開示請求のほか、開示できる公文書を閲覧することもできます。

平成18年度 運用状況

情報公開制度の運用状況

公文書開示請求等件数	合計 151件	【内訳】 全部開示決定 39件 一部開示決定 103件 不開示決定 9件
異議申し立て件数	0件	

個人情報保護制度の運用状況

自己情報開示請求件数	合計 2,218件	【内訳】 全部開示決定 2,202件 不存在 16件
異議申し立て件数	0件	

住民基本台帳の閲覧の利用状況

住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項に基づき、平成18年11月1日～平成19年6月30日までの住民基本台帳の閲覧の状況を公表します。閲覧の詳細については、田無・保谷両庁舎情報公開コーナー、市HPをご覧ください。

住民基本台帳法の改正により閲覧制度が平成18年11月1日から変わりました。

どなたでも閲覧請求ができるという従来の閲覧制度は廃止し、個人情報保護に留意するとともに、公益性が認められる場合に限定した制度と

して再構築されました。これにより、営利目的のダイレクトメール等の閲覧については禁止されました。

改正の概要

閲覧は公益性が認められる場合に限定されました。

閲覧した情報の利用目的、管理責任等を明らかにする必要があります。

偽りその他不正な手段による閲覧や目的外利用に対する制裁措置が強化されました。

住民基本台帳法第11条第1項による閲覧（国または地方公共団体）	12件
住民基本台帳法第11条の2第1項による閲覧（個人または法人）	21件

市民課 田 (☎460 - 9820)